

令和4年3月28日

厚生労働省

子ども家庭局長 橋本泰宏 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井トシ子



## 令和5年度予算・政策に関する要望書

近年、リスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積しており、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められています。

このように母子を取り巻く環境が変化する中、安心して子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、保健、教育、福祉等における施策の相互連携を図りつつ、切れ目のない実施体制と横断的な視点での総合的な取り組みを推進することが不可欠です。必要な成育医療等を切れ目なく提供する責務については、「成育過程にある者及び保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(略称:成育基本法)」にも明記されています。

これに対し、助産師は、性や生殖に関する幅広い知識や専門性を有し、女性の生涯にわたる健康教育や相談、情報提供等を行うことができます。具体的には、助産師は、健康や妊娠・出産に関する専門知識だけでなく、不妊症・不育症、更年期障害等、さまざまな健康問題を抱える女性に対して、切れ目のない継続的な支援を行うことが可能です。

このため、必要な成育医療等を切れ目なく実施し、母子ともに安心できる社会を実現するためには、助産師が最も適任であると考えます。

令和5年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な予算や施策等が実現されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

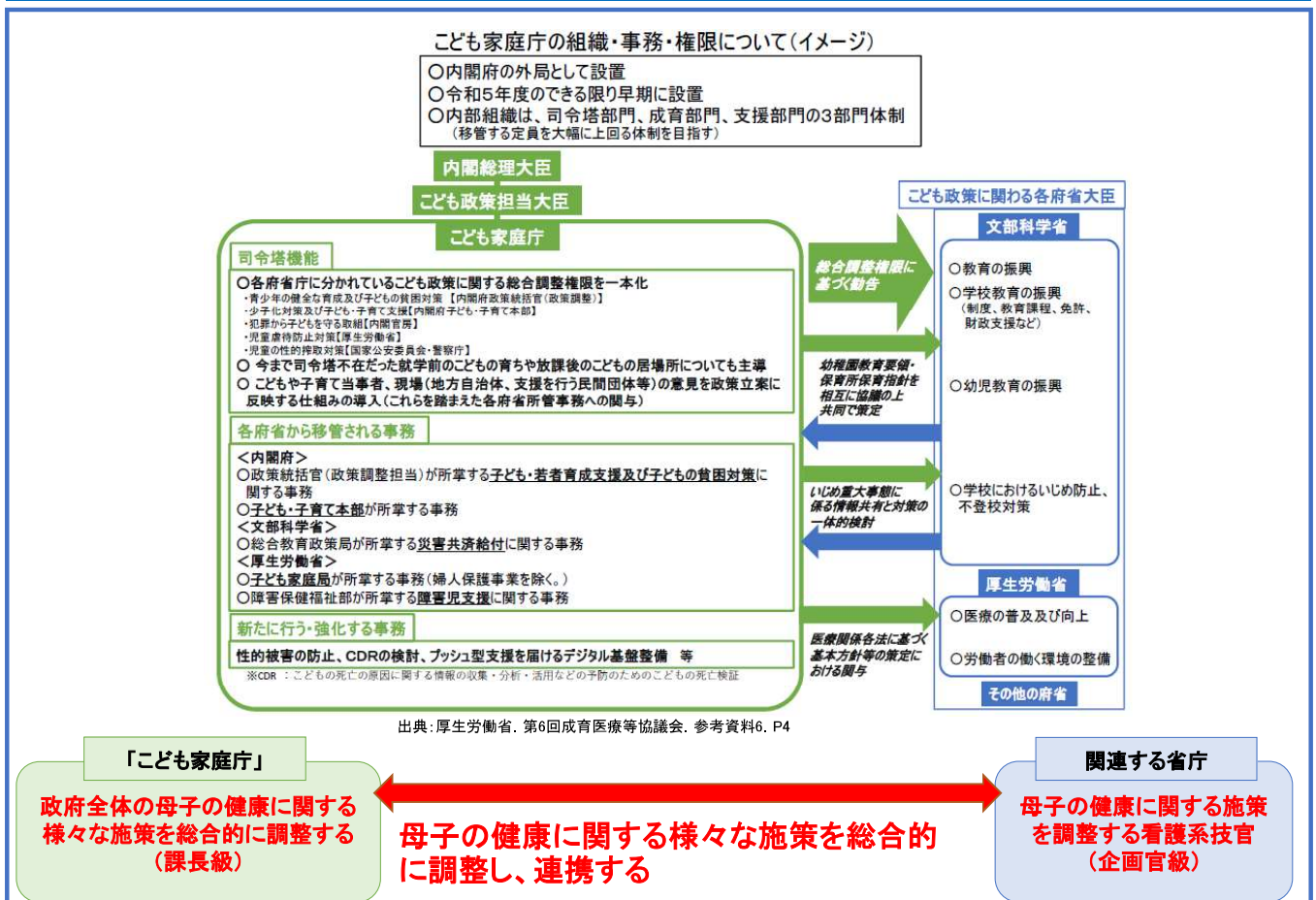
1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官(助産師)の配置
2. 「性と健康の相談センター事業」に専任の助産師等の看護職を必置とし、活用すること

# 1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官（助産師）の配置

● 「こども家庭庁」に、政府全体の母子の健康に関する様々な施策を総合的に調整する助産師資格を有する課長級の看護系技官を配置されたい。

- ・母子の健康に関する施策は、複数の省庁にまたがっている。
- ・成育基本法や母子保健法の一部改正等により求められている「切れ目のない支援体制」実現に向けて一体的に対応するためには、「こども家庭庁」と厚生労働省の周産期医療、女性の健康や労働安全衛生、文部科学省の学校保健、健康教育などの関連部門との連携を図る必要がある。
- ・こうした施策についての連携・調整の担当には健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官（助産師）が適任であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要である。

## 母子の健康に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ



## 2. 「性と健康の相談センター事業」に専任の助産師等の看護職を必置とし、活用すること

1) 総合的な性や生殖に関する健康支援を実施するために新たに創設する「性と健康の相談センター」に、専任の助産師等の看護職を必置とし、住民等への相談支援・教育のために活用されたい。

- 女性の社会進出に伴い、妊娠・育児の悩みや健康問題を抱える女性が増加し、女性を取り巻く環境が変化している。
- 令和4年1月21日「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告では、妊産婦が安心して子どもを産み、子育てできる相談・支援体制のさらなる充実が求められている。
- 特に助産師は、性や生殖に関する専門知識を有しており、女性の生涯にわたる健康教育や相談、情報提供等を行うことができる。
- センターの運営にあたっては、職能団体の積極的な活用や職能団体との連携を図られたい。

2) 「性と健康の相談センター」には、相談者のプライバシーに配慮した相談場所を確保されたい。

## 「性と健康の相談センター」へ助産師等の看護職の配置イメージ

### 【課題】

- 相談内容は、女性の心身や不妊、健康相談が多い。
- 「生涯を通じた女性の健康支援事業」の全6事業を実施しているのは、16都道府県に留まる。
- 相談者が、助産師等の看護職から十分な相談・支援を得られていない。

